

木更津市シティプロモーションサポート事業受託候補者選定審査要領

(目的)

第1 この要領は、木更津市シティプロモーションサポート事業に係る受託候補者の選定を適切に行うために定める。

(審査委員会)

第2 審査委員会は、木更津市シティプロモーションサポート事業受託候補者選定委員会設置要領による。

(審査の項目)

第3 公募型プロポーザル方式における審査の項目は、別表のとおり8項目とする。

(審査方法及び受託候補者の選定)

第4 審査方法は、審査委員会が別表の審査の項目について審査、採点し、その得点を合計したものを事業者の評価点として、最も評価点の高い事業者を本業務の受託候補者、次点を準受託候補者として選定する。

2 最も評価点の高い事業者が複数ある時は、委員個人の合計点が高い人数の多い提案事業者を受託候補者とし、さらに同点の場合は、「見積価格」の点数が高い事業者を受託候補者に選定する。

3 参加した事業者が1者であった場合は、出席委員の合計点の平均が50点以上であり、かつ、出席員の過半数の承認を得た場合に、受託候補者として選定する。

(失格要件)

第5 本プロポーザル参加者が次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1)木更津市及び他の事業者に対して、本プロポーザルに関する援助を直接的または間接的に求めたとき。
- (2)他の事業者の協力者であったとき。
- (3)「木更津市シティプロモーションサポート事業業務委託プロポーザル実施要領」に定める手続き、方法等を遵守しないとき。
- (4)出席委員の合計点が、出席委員の数×50点(審査項目のすべてが「普通」の点数合計)未満である場合
- (5)審査項目中に0点の項目が1つ以上あったとき。

(審査結果)

第6 審査の結果については、事業者に対し、書面により通知するものとする。

附則

この要領は、令和6年3月28日から施行する。